

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。また、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も可能な範囲で進めます。

(個別項目)特に以下の項目について、積極的に取り組みます。

a. 企業間の連携

オープンイノベーションの発想に基づき、開発パートナー、顧客との技術連携や共同開発を積極的に推進し、新たな価値創造を目指します。スタートアップ・中小企業間の連携強化にも貢献します。

b. IT実装支援

開発パートナー、顧客に対し、必要に応じて開発環境の整備に関する情報提供や、サイバーセキュリティ対策に関する情報共有、最新技術動向に関する勉強会の開催などを検討し、相互の技術力向上を図ります。

e. 健康経営に関する取組

開発パートナー（特にフリーランスエンジニア）が過重労働とならないよう、適切な納期設定や円滑なコミュニケーションを心がけ、健全な労働環境の維持に配慮します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。下請取引に該当しない企業間取引（フリーランスエンジニア等との業務委託契約を含む）についても、取引上の立場に優劣がある場合には、取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意して対応します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、開発パートナーと少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、開発パートナーの適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、エンジニアのスキルや経験、市場価値、開発の難易度等を考慮した適切な単価設定に努めます。開発工数や仕様変更に伴う費用増等が発生した場合には、適切に協議の上、取引価格への反映を目指します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件を書面等により明示・交付します。

②手形などの支払条件

委託料は可能な限り現金で支払います。支払サイトについては、開発パートナーのキャッシュフローを考慮し、60日以内とします（可能な限り30日以内を目指します）。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行います。開発委託契約においては、開発成果物の知的財産権の帰属を事前に明確にし、一方的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

開発パートナーも働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。仕様変更が生じる場合は、納期、費用等について十分に協議します。リモートワークで協業する開発パートナーとの円滑なコミュニケーション手段を確保し、認識齟齬や過度な負担が生じないよう努めます。災害時等においては、開発パートナーに取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

開発パートナーとの定期的な意見交換の場を設け、相互理解と信頼関係の深化を図ります。

2025年4月9日

株式会社GEMBA 代表取締役 藤井聰史
企業名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。